



Japan Trailer House Association

社団法人 日本トレーラーハウス協会

東京都台東区東上野 1-14-9 中島ビル 4階
TEL:03-5846-2170 FAX:03-5846-2512
URL: <http://www.trailerhouse.or.jp/>

《日本トレーラーハウス協会加盟会社》

トレーラーハウスデベロップメント(株)	TEL:03-5846-2511
(株)トーエイ	TEL:0277-76-0455
アースクリック・(株)丸子建工	TEL:0268-43-0207
(株)ハセガワ	TEL:03-3221-5158
(株)ナミスダイナミックバンク	TEL:029-859-4177
(有)群馬陸送	TEL:0270-21-4931
(株)丸 西	TEL:0942-64-2051
(株)ドウ・オキナワ	TEL:098-840-1701
(株)エーエス・ジャパン	TEL:048-827-0515
(株)カナテック	TEL:011-271-5121
アイエス企画(株)	TEL:03-3687-6071
フレニウスウィルヘルムセン ロジスティックス ジャパン	TEL:03-5220-5851

《後 援》米国インディアナ州政府 駐日代表事務所

《協 賛》BRECKENRIDGE社/WELLS CARGO COG社
ミドリ安全(株)/(株)ディオントーキョー
(株)ワイエムジーワン/シンプリッシモデザイン
ネグロス電工(株)/(株)伊藤園

TOKYO TRAILER HOUSE SHOW

第1回 東京トレーラーハウスショー

- 次世代産業発展のため、省エネルギー、エコロジー、低コストの三要素を満たした最先端のトレーラーハウスを展示致します。
- 住居用トレーラーハウス(国産・米国製)
- 多目的トレーラーハウス(トイレトレーラ・事務所用・喫煙室トレーラーなど)多数展示予定。
- 太陽光発電など次世代型トレーラーハウスのご提案もさせていただきます。

会 場:東京ビッグサイト西3ホール
日 時:2010年9月29日~10月1日
時 間:10時~18時(最終日のみ16時)
入場区分:一般・法人
入 場 料:無料



Japan Trailer House Association

社団法人 日本トレーラーハウス協会

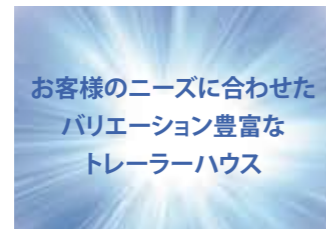
東京トレーラーハウスショー開催にあたって

ご挨拶 Greeting

日本トレーラーハウス協会が発足し、おかげさまで約1年半が経過致しました。当協会が、日本建築行政会議(JCBA)の定める「建築物に該当しないトレーラーハウスの設置基準」を厳格に遵守することを協会加盟企業に指導をしております。結果、関係各位方面のご理解も進み、設置台数の増加とともに、様々な用途のトレーラーハウスが登場することとなりました。

昨年末には市街化調整区域において運送会社の拠点事務所がトレーラーハウスで初めて認可され、今年春にはトレーラーハウスを利用した高級賃貸アパートメントも登場しました。これらは消費者にとってトレーラーハウスという新たな選択肢が生まれた事にも起因します。

しかしながら、現行法では解決できない課題が浮上してきているのも事実です。そこで、今までは「どこにでも置ける」「面倒な確認申請がいらぬ」「税金を払う必要がない」という隙間的な存在のものを、今後はトレーラーハウスを一つの産業に発展させるべく「置く場所を限定する」「設置基準の遵守及びトレーラーハウス設置の申請」「トレーラーハウス税の新設」など、自主規制、新規ルール検討会等の活動を通し皆様の幅広いご理解を得る努力を続けてまいります。



トレーラーハウス事業の大きな展望

可能性 Possibility

移動ができるという利点を最大限に活用することで、環境に配慮した太陽光発電型トレーラーの事務所や、災害地・イベント会場などでの障害者にも優しいトイレトレーラーなど、既存のトレーラーだけにとどまらずに皆様のアイデア次第で今後も様々なトレーラーハウスが生まれる事でしょう。

私ども日本トレーラーハウス協会はトレーラーハウス事業を一つの産業に育成すべく、様々なタイプのトレーラーハウスの普及を推進致します。



設置基準 Standard

協会の定めるトレーラーハウスの要件

- 随時かつ任意な移動性を確保するため、トレーラーハウスの進行方向に階段・ポーチ・ベランダ・柵等を置いてはけません。(牽引して移動できることが条件ですので、搬出時にクレーンを使用しなければ移動できない場合、トレーラーハウスとして認められません)
- 階段・ベランダ等をトレーラーハウス側に固定してはけません。
- トレーラーハウスを複数台ボルト等で固定し、切り離しに工具を使用する場合は、トレーラーハウスとして認められません。
- 一定期間定置で使用し、必要に応じて工具を使わずにライフライン等を着脱できるもの。
- トレーラーハウスを移動するための通路が敷地から公道に至るまで連続して確保されていること。
- 車両として高さ制限があるため、2階建は認められません。(牽引して支障なく道路を運搬移動できるもの。)
- 自走式でないもの。

様々なリスクを最小限に抑えるトレーラーハウスのメリット

事業者の負担軽減効果

市街化調整区域のトレーラーハウスによる利用が可能になったことは、中小の事業者やこれから開業を考える事業者にいくつかの好材料を提供することになります。土地の購入または賃貸価格が市街化地域に比較し割安の傾向があることや、店舗取得にかかる初期費用が少額で済むなどのメリットがあります。

また、万が一店舗又は事業所の移転を余儀なくされる場合などにも容易に店舗の移動が可能であることなど、様々なリスクを最小限に抑えることが可能になります。



- いつでも移動可能
- 使用しなくなったら売却可能
- 用途に合わせた自由設計

トレーラーハウス利用が土地の所有者にもメリット

これらのことで、事業展開を予定する人ばかりか、土地の所有者にもメリットが生まれます。もちろん、通常の市街地・郊外など敷地を選ばず店舗及び事業所展開を目指す人々にも、トレーラーハウス利用を視野に入れて頂くことで、その可能性が広がることでしょう。



トレーラーハウスを安心して活用できる設置基準の整備

課題 Problem

日本トレーラーハウス協会にはトレーラーハウスを一つの産業として発展させていくために、まだ解決すべき課題が残されています。

その一例として、協会の定めるトレーラーハウスの要件にある“一定期間定置で使用”とありますが、これはあくまでも自主規制であり、法律ではありません。では具体的に一定期間とはどの位の期間を指すのか？

この問題点一つを取っていても日本国内に於けるトレーラーハウスに対する明確な基準が無いため、時として使用者と行政側の認識の相違から問題が生じるケースがあります。

このような見解の相違を無くすため、協会では厳格な設置基準を設け、より多くの方々が安心してトレーラーハウスをご活用頂けるよう尽力してまいります。